

平成 25 年 11 月 27 日

各 位

本店所在地 山口県宇部市西本町二丁目 14 番 30 号
会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 代表取締役社長 田 村 隆 盛
(コード番号：3814)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 河原 克樹
電 話 番 号 0836-39-5151 (代表)
U R L <http://www.afs.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 26 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会で「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年8月9日開催の取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき100株の割合での株式分割とともに100株を1単元とする単元株制度を採用することを決議いたしましたので、これに係る所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年12月26日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成25年12月26日（木曜日）

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第8条 (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利 <p>第9条～第10条 (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し</u>、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第50条 (現行どおり)</p>

以 上